津山圏域衛生処理組合公告第2号
令和元年11月1日

競争見積を実施するので、次のとおり公告する。

津山圏域衛生処理組合
管理者　津山市長　谷口　圭三

1　見積対象工事

工 事 番 号	R01-1
工　事　名	津山圏域衛生処理センター解体撤去工事
工 事 場 所	津山市　川崎　地内
工　　期	令和3年1月29日（金）まで（予定）
発 注 業 種	解体工事
工 事 概 要	津山圏域衛生処理センター解体撤去工事　一式 ・し尿処理施設：鉄筋コンクリート造　地下1階地上2階建て 延べ床面積　2,393.12㎡ （施設規模：150kℓ/日 処理方式：高負荷脱窒素処理＋高度処理方式） ・ポンプ室棟：コンクリートブロック造　地上1階　15.09㎡ ・駐輪場棟：鉄骨造　地上1階　8.74㎡ ・車庫棟：鉄骨造　地上1階　57.19㎡ ・ポンプ小屋棟：コンクリートブロック造　地上1階　5.94㎡
見積上限価格	262,504,000円（消費税相当額を含む）
契 約 保 証	契約金額の100分の10以上

2　見積について

見積内容及び提出方法等について	・見積書及び見積内訳書は、別添の仕様書等に基づき作成すること。 ・見積書は、入札（見積）書を使用し、代表者名で作成すること。（様式第1号） ・見積書は、消費税を抜いた金額で提出すること。 ・見積書には、見積内容（項目、数量、単価等）が分かる見積内訳書を添付すること。 ・見積内訳書は、それぞれの会社の様式で提出すること。 ・見積書（見積内訳書を含む）は、郵送（一般書留）での提出とし、持参は受付けない。 （郵送先　〒708-0841 津山市川崎458　津山圏域衛生処理組合 宛） ※見積書の送付については、組合ホームページに記載する「**見積書の郵送提出に係る封筒の記載等について**」を確認すること。
見積提出期間	令和元年11月27日（水）から 令和元年12月2日（月）午後5時15分までに必着
開札日時	令和元年12月3日（火）午前11時から
開札場所	津山圏域衛生処理組合　汚泥再生処理センター　2階会議室 ※開札時間、場所については変更する場合がある。変更した場合はホームページに掲載する。

開札に関する注意事項	・立会者は各企業体1名とし、立会届出書（様式第3号）を令和元年12月2日（月）までに津山圏域衛生処理組合に提出すること。立会届出書を提出していない場合は、立会を認めない。 ・見積内訳書を添付していない場合は失格とする。 ・この競争見積に関して、不正が行われたと認められる場合（その疑義が払拭できないときも含む。）は、競争見積の中止・取消し又は契約協議の保留・取消しの措置を行うものとし、その決定についての異議を認めない。

3　見積に参加できる者に必要な資格要件

参加形態		構成員数を2社とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）
見積参加資格等に関する事項		解体工事業において、令和元年度の津山圏域衛生処理組合（以下「組合」という。）構成1市2町（津山市、鏡野町、美咲町）いずれかの入札参加資格を有する業者であること。なお参加表明の必要はない。
代表者（第1構成員）の要件	建設業の許可地域要件及び総合評定値の点数	・建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく、解体工事業に係る許可を受けていること。法第16条に該当する場合は特定建設業の許可を受けていること。 ・次の①、②いずれかに該当すること。 ①最新の経営事項審査における、解体工事の総合評定値が1,200点以上であること。 ②最新の経営事項審査における、解体工事の総合評定値が1,000点以上であり、組合構成「津山市、鏡野町及び美咲町（合併前における加茂町、阿波村、勝北町、久米町、奥津町、富村、上齋原村、中央町、旭町、柵原町を含む）」のいずれかと平成16年4月1日以降に建設工事の請負契約を締結した実績を有し、平成31年4月1日時点で、岡山県内に建設業の許可を受けた支店等があり、当該支店等において入札参加資格を有していること。
	配置予定技術者	法に定める、一級建築施工管理技士、一級土木施工管理技士のいずれかを専任で配置できること。また、法第26条第2項に該当する場合は、監理技術者（監理技術者講習についても受講済みであること）の資格を有していなければならない。
第2構成員の要件	地域要件	組合構成「津山市、鏡野町、美咲町」いずれかの市内（町内）業者であること。
	建設業の許可	法に基づく、解体工事業に係る許可を受けていること。法第16条に該当する場合は特定建設業の許可を受けていること。
	総合評定値の点数	最新の経営事項審査における解体工事の総合評定値が800点以上であること。
	配置予定技術者	法に定める、一級建築施工管理技士、一級土木施工管理技士のいずれかを専任で配置できること。

その他	・解体作業時に解体工事施工技士の配置が可能であること。 ・第1構成員、第2構成員の配置予定技術者のうち1名は、一級建築施工管理技士を配置すること。 ・技術者の配置は令和2年4月1日からとする。
共同企業体結成に関する留意事項	・共同企業体の代表者の出資比率は、50%を超えていること。 ・共同企業体の各構成員の出資比率は、30%以上であること。

4　仕様書等について

仕様書等の取得について	津山圏域衛生処理組合のホームページからダウンロードすること。その他の方法では、配付は行わない。
仕様書等に関する質問	仕様書等についての質問はＦＡＸのみで受付ける。 ・質問書提出先　ＦＡＸ：0868-26-8601 ・質問締切日時　令和元年11月20日（水）午後5時15分まで ・回答掲載日時　令和元年11月25日（月）午後1時15分以降 ※回答はホームページに掲載する。質問がない場合は、掲載等は行わない。
現地説明	現地説明を希望する場合は、以下のとおり申し込むこと。 ・申込期限：令和元年11月11日（月）午後5時15分まで ・申込み先：津山圏域衛生処理組合　電話0868-26-1352

5　契約協議

契約協議	見積上限価格以下の価格をもって（低見積の場合は調査を行い）最も低い見積額を提示した者と、参加資格及び仕様書等で求める条件（見積内訳書により確認）を満たしているかを審査した後に、契約について協議する。 なお、低見積の調査は津山市取扱要領のとおり別紙に掲載する「競争見積に関する低見積調査制度の取扱い要領」に基づいて行う。内容については、津山市契約監理室ホームページを参照。 また、契約協議の該当者が複数いる場合は、くじ引きにより優先的に協議する者を決定する。

6　見積参加資格の確認（事後審査）の提出書類

見積参加資格の確認	落札候補者は、組合から書類の提出を求められた日の翌日（原則として開札日の翌日、閉庁日を除く。）の午後 5 時 15 分までに次の書類を提出すること。 ※指定期日までに指定した書類の提出がない場合や、書類審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないと判明した場合は、当該落札候補者の入札は無効となり、次順位者が新たな契約協議対象者となるため、見積提出者は、上記書類を前もって準備しておくこと。

提出書類	・競争見積参加資格確認申請書（共同企業体：様式第2号） ・特定建設工事共同企業体協定書 ・共同企業体代表者の最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し ・施工実績調書（様式第4号）及び（財）日本建設情報総合センターの竣工時工事カルテ受領書の写し、又は施工内容が確認できる、契約書、図面、設計内訳書等の写し。 ・共同企業体代表者の配置予定技術者の健康保険証の写し。 ・共同企業体代表者の配置予定技術者の資格者証の写し。法第26条第2項に該当する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し。 ・第 2 構成員の最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し ・第 2 構成員の配置予定技術者の健康保険証の写し。 ・第 2 構成員の配置予定技術者の資格者証の写し。
提出先	岡山県津山市川崎 458　津山圏域衛生処理組合
提出方法	持参に限るものとする。

7　その他

競争においては、見積参加者名等は、開札まで非公開とする。したがって、事前に見積参加者等を知ろうとする行為は、競争の公正を妨げる行為と認め、指名停止等の対象となるため、厳に慎むこと。

本案件は議決案件であるため、契約は議会の同意議決を得るまでの間、仮契約となる。契約手続きについては、別途指示する。

この公告に定めの無い事項については、「津山市建設工事入札ガイドライン」及び「津山市建設工事一般競争入札（事後審査型制限付き）公告共通事項」を準用する。